

令和3年4月15日

山口県教育委員会会議議案

山 口 県 教 育 委 員 会

議案

番号	件名	主管課
1	令和4年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について	義務教育課

議案第1号

令和3年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について

のことについて、別紙のとおり諮問する。

令和3年（2021年）4月15日

山 口 県 教 育 委 員 会

令 3 教 義 第 号

令和 3 年 (2021 年) 4 月 15 日

山口県教科用図書選定審議会長 様

山口県教育委員会

教科用図書の採択の基準及び選定に必要な資料について（諮問）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）

第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を問います。

については、5 月 17 日（月）までに答申願います。

記

1 義務教育諸学校における令和 4 年度使用教科用図書の採択の基準について

2 採択関係者に提示する令和 4 年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

諮詢事項

1 義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択の基準について

義務教育諸学校の教科用図書の採択権者は、県教育委員会の指導、助言又は援助によって採択することになるので、これらの採択に関する事務が適正かつ円滑に行われるために、県教育委員会は、次の事項に関し一般的な基準を示す必要がある。

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書（一般図書を除く。）の採択について
- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について
- (3) 教科用図書の採択に当たり特に留意すべき事項について

2 採択関係者に提示する令和4年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

- (1) 今年度は、中学校社会（歴史的分野）の教科用図書が1者新たに発行されることから、昨年度行った研究調査と同様の観点に基づいて総合的に研究調査をしなければならない。

したがって、次の事項について明らかにする必要がある。

- ① 各観点における研究調査の結果について
- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）は、文部科学省から示されている「令和3年度用一般図書一覧」に掲載された図書及び令和2年度に山口県で多く採択された図書のうち、近年研究調査されていないものの一部を対象に調査する。

対象とした一般図書について、諸種の角度から総合的に研究調査し、その特徴等を簡潔に叙述した「選定資料」を作成しなければならない。

したがって、次の事項について明らかにする必要がある。

- ① 「選定資料」に掲載する一般図書及びその内容による分野について
- ② 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について
- ③ ②の各観点における研究調査の結果について

義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

1 義務教育諸学校で使用される教科用図書の種類

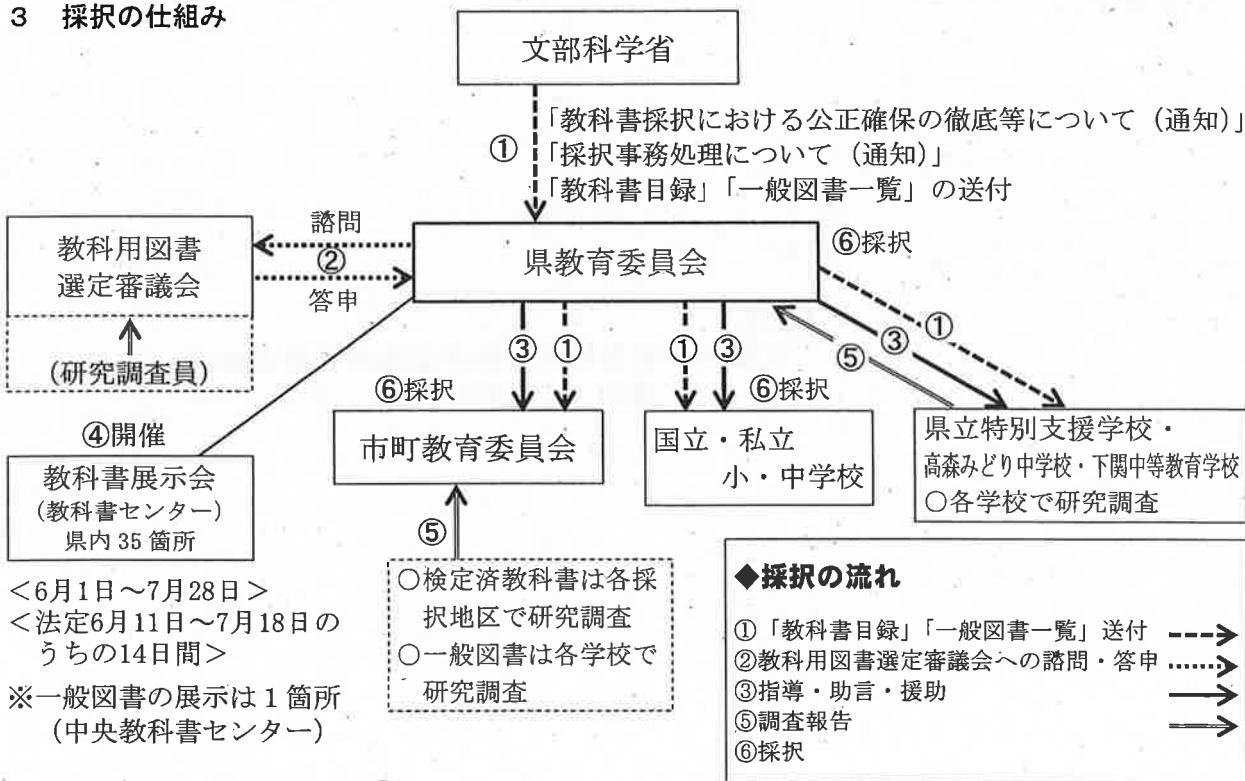
- (1) 文部科学省検定教科書（検定本）→→→→学校教育法第34条等により使用の義務
- (2) 文部科学省著作教科書（いわゆる星本）→→学校教育法第34条等により使用の義務
- (3) (1)(2)以外の一般図書（特別支援学校・学級用）
 - ・特別支援学校及び特別支援学級等において適切な教科書がないときに使用が許される。
 - 通常、知的障害などのための特別な教育課程を編成する児童生徒に対して使用され、絵本などが選ばれることが多い。

2 教科用図書の採択替え

- (1) 検定本…4年に一度
- (2) 一般図書…毎年（児童生徒の状況に応じて適切な教科書を選ぶため）
- (3) 採択の周期 ※一般図書を除く

学校種別等区分		年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
小学校	検定	◎				道徳◎	◎	新◎				◎			
	採択		△			道徳△	△	新△				△			
	使用開始			○			道徳○	○	新○				○		
中学校	検定		◎			道徳◎	◎	新◎				◎			
	採択			△			道徳△	△	新△				△		
	使用開始				○			道徳○	○	新○				○	

3 採択の仕組み



4 採択権者について（上図⑥）

- *市町立小・中学校…学校を設置する市町教育委員会
- *県立特別支援学校…県教育委員会
- *県立高森みどり中学校・下関中等教育学校…県教育委員会
- *国立・私立小・中学校…各学校の校長

一部抜粋

2初教科67号
令和3年3月30日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
神山 弘

(公印省略)

令和4年度使用教科書の採択事務処理について(通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和3年3月30日付け2文科初第2012号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の（ア）から（カ）までの事項に留意すること。また、以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について（通知）」（平成28年6月20日付け28文科初第432号文部科学省初等中等教育局長通知）の第二に記載の内容も含まれることから、必要に応じて当該通知も参照すること。

（ア）採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

（イ）採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究（下記（カ）参照）の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

（ウ）新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

（エ）上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

（オ）採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

（カ）都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、

新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目的教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができるここと。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- (イ) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。
- (ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- (エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。